

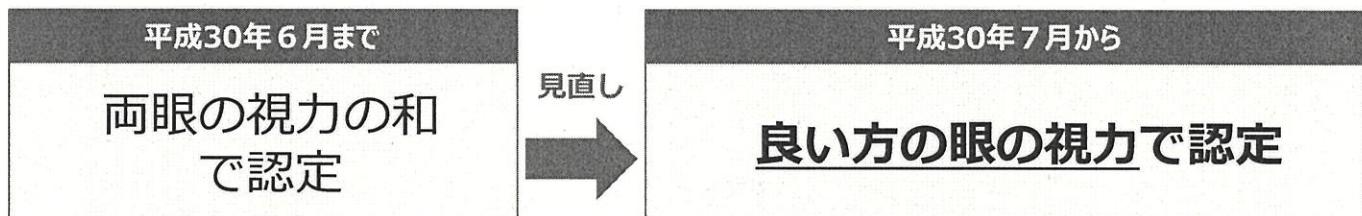
平成30年7月から 「視覚障害」に関する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

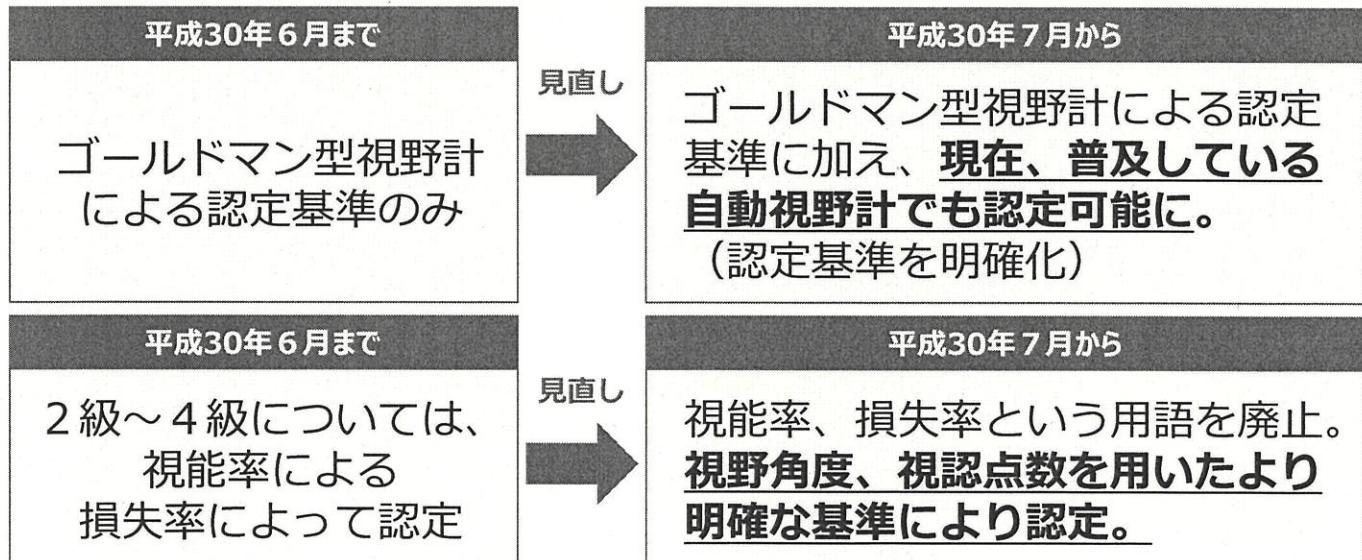
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

視覚障害の 具体的な 認定基準



良い方の眼の視力

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I / 4 視標	I / 2 視標	両眼開放エスター・マン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数
2級		両眼中心視野角度 28度以下		20点以下
3級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80度以下	両眼中心視野角度 56度以下	70点以下	40点以下
4級				
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損	両眼中心視野角度 56度以下	100点以下	40点以下

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課

電話 0466-84-5700